

2019年12月25日

受益者のみなさま

三菱UFJ国際投信株式会社

「ファンド・マネジャー（国内株式）」
約款変更のお知らせ

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は弊社の投資信託に格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社「ファンド・マネジャー（国内株式）」につきまして、信託報酬率を引き下げる約款変更を行いましたので、お知らせ申し上げます。

本件変更の趣旨についてご理解賜りますとともに、今後とも弊社投資信託をご愛顧の程、よろしくお願い申し上げます。

本件変更に関しまして、受益者のみなさまのお手続きは不要です。

敬具

記

1. 対象ファンド
ファンド・マネジャー（国内株式）

2. 約款変更日
2019年12月25日

3. 変更内容（信託報酬率（年率）の変更）

【変更後】日々の純資産総額に対して、年率0.154%（税抜 年率0.14%）以内をかけた額

ファンドの純資産総額に 応じて	信託報酬率（税抜）			
	合計	委託会社	販売会社	受託会社
500億円未満の部分	<u>0.14%</u>	<u>0.10%</u>	<u>0.01%</u>	<u>0.03%</u>
500億円以上、1000億円未満の部分	<u>0.135%</u>	<u>0.095%</u>	<u>0.01%</u>	<u>0.03%</u>
1000億円以上の部分	<u>0.13%</u>	<u>0.09%</u>	<u>0.01%</u>	<u>0.03%</u>

【変更前】日々の純資産総額に対して、年率0.308%（税抜 年率0.28%）をかけた額

信託報酬率 （税抜）	合計	委託会社	販売会社	受託会社
	<u>0.28%</u>	<u>0.19%</u>	<u>0.05%</u>	<u>0.04%</u>

〈約款の新旧対照表〉（信託報酬等）

変更後（新）	変更前（旧）
<p>（信託報酬等）</p> <p>第37条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第34条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に<u>応じて以下の率</u>を乗じて得た額とします。</p> <p><u>500億円未満の部分 年10,000分の14</u></p> <p><u>500億円以上1,000億円未満の部分 年10,000分の13.5</u></p> <p><u>1,000億円以上の部分 年10,000分の13</u></p> <p>②～③ （略）</p>	<p>（信託報酬等）</p> <p>第37条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第34条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に<u>年10,000分の28の率</u>を乗じて得た額とします。</p> <p>②～③ （略）</p>

以上

- ・ 本お知らせに関するお問い合わせ
三菱UFJ国際投信 お客さま専用フリーダイヤル 0120-151034
【受付時間／9：00～17：00（土・日・祝日・12月31日～1月3日を除く）】
- ・ 受益者さまの個別のお取引内容についてのお問い合わせ
お取引のある販売会社の本支店へお問い合わせください。